

普通預金

令和2年6月1日現在

商品名	・普通預金
販売対象	・法人および個人の方
期間	・期間の定めはありません。
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・随時払戻しできます。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割で計算します。
税金	・個人のお客さまのお利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（平成49年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税されます。ただし、マル優を利用の場合は除きます） ・法人のお客さまは総合課税となります。尚平成28年1月1日より税金は、15.315%の国税のみとなり地方税5%は廃止されています。
手数料	キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、当金庫キャッシュカード規定に定める手数料を徴収することがあります（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）。
付加できる特約事項	・個人は「総合口座」の取扱いができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期積金の約定利回りに1.0%上乗せした利率）。 「総合口座」の自動借入れ限度額は、担保預金の90%且つ最高500万円以内です。 ・個人はマル優の取扱いもできます。 ・個人は「貯蓄預金」との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。 ・家計簿サービス機能の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	—
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部経営企画部（9時～17時、電話：0749-35-1000）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に決済用預金以外の複数の預金口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）